

『まち』とともに歩む学校づくり懇話会（愛称「鶴翔会」）運営要綱（会則）

横浜市立鶴ヶ峯中学校 [『まち』とともに歩む学校づくり懇話会（愛称「鶴翔会」)] について次のように定める。

（名称）

第1条 本会は、「横浜市立鶴ヶ峯中学校『まち』とともに歩む学校づくり懇話会」と称する。本会の愛称は「鶴翔会」とする。

（目的）

第2条 本会は、学校と「まち」との相互理解や信頼関係に基づいて、横浜市における開かれた学校づくりのため、学校の教育活動等について意見交換を行う場として設置する。

（事業）

第3条 本会は、ゆめはま教育プランの実現に向け、次の事柄について意見交換等を行う。

- （1） ゆとり・活力・魅力ある学校づくりに関すること。
- （2） わたしたちの「まち」の学校づくりに関すること。
- （3） わたしたちの「まち」の活動拠点としての学校づくりに関すること。

（組織）

第4条 本会の組織は、次のとおりとする。

- （1） 構成メンバーは、地域組織のほか各種団体、保護者、有識者、他の教育関連機関、学校施設利用団体等から、校長が委嘱する。
- （2） 会には、会長、副会長、書記の役職を置く。

（委員の任期）

第5条 会員の任期は、就任の日から当該年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

（会議）

第6条 本会の会議は、次のとおりとする。

- （1） 会議は会長と校長が協議して開催する。
- （2） 校長は、懇話会での意見交換に資するため、学校の教育活動に関する情報や資料の提供を行う。
- （3） 校長及び懇話会会員が必要と認めるときは、会員以外の者の出席を得て、意見交換をすることができる。

第7条 本会で意見交換された内容については、「はなみずき」（鶴中学校だより）をとおして地域や保護者に広報する。

（付則）

- （1） この会則は、平成15年2月8日より施行する。